

八尾市後援名義使用承認内規

(総則)

第1条 国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する公共性の高い展示会、講演会、啓発活動その他の行事・事業（以下「行事等」という。）に対する八尾市（以下「市」という。）の後援の名義（以下「後援名義」という。）に係る使用の承認については、この内規に定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が行事等の趣旨に賛同する意を表すことをいう。
- (2) 共催 市が行事・事業の企画又は運営に参画し、共同開催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 協賛 市が行事・事業の趣旨を支持し、金銭的援助を中心とした援助等を行うことをいう。
- (4) 協力 市が行事・事業の趣旨を支持し、人的、物的援助を中心とした援助等を行うことをいう。

(後援等の趣旨)

第3条 広く市民の福祉、教育及び文化の向上に貢献するなど、市の施策に合致する行事等で、後援名義を承認することにより、市政の発展に寄与する場合に、これを使用させる。なお、後援名義を除く共催、協賛及び協力の名義の使用については、行事・事業の担当課又は行事・事業の関係課（以下単に「行事等担当課」という。）において当該行事・事業の趣旨や必要となる経費、人員等を十分に精査した上で、起案・決裁等により意思決定を行うものとする。

(行事等の内容)

第4条 後援名義に係る使用を承認する行事等は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) 金品の寄附、援助、事業参加、物品の購入等を強要しないものであること。
- (3) 行事等の所要経費について、資金計画が十分なものであること。
- (4) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (5) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのあるものでないこと。
- (6) 事故防止、公衆衛生対策など、十分な措置が講じられているものであること。
- (7) 関係法令に抵触する行為をしないこと。

- (8) 反社会的行為を行い、又は行うおそれがある者が関わる行事等でないこと。
- (9) その他後援名義を使用させることが社会通念上適当と認められるもの。

(除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の承認を行わないものとする。

- (1) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる行事等
- (2) 主催者、共催者その他の行事等に関わる者の代表者及び役員等が八尾市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(その他の検討事項)

第6条 第4条各号を踏まえて行う行事等については、次の各号についても十分検討すること。

- (1) 参加費用及び開催場所が公序良俗に反しているものでないか十分留意すること。
- (2) できるだけ広く市民が気軽に参加できること。
- (3) 行事等の開催場所が市外である場合には、市の名を広く知らしめ、市のPRにつながるものであること。

(申請手続)

第7条 市は原則として、主催者から当該行事等の実施日（ポスターその他の印刷物に後援団体名を印刷する場合等は、その印刷日等）の1ヶ月前までに、市長宛ての八尾市後援名義使用依頼申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。この場合において、申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させなければならない。

- (1) 行事等の概要又は開催要項（行事等内容、対象者（参加者）、使用施設、事故防止・公衆衛生等対策、市以外の後援依頼団体名（予定含む。）等）を明らかにする書類
- (2) 行事等の収支予算書
- (3) 主催者が団体である場合（実行委員会形式を含む。）、その団体の性格及び内容を明らかにする書類（団体の規約、定款、会則、役員名簿、構成メンバー等）
- (4) 主催者が個人である場合、個人のこれまでの活動履歴など当人を知り得る書類
なお、協力者（協力団体）がある場合も同様とする。
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請者から申請書の提出があった後に、行事等の内容等を変更する旨の申入れがあった場合は、八尾市後援名義使用依頼申請変更届（様式第2号）及び必要書類を速やかに提出するよう求めるものとする。

3 行事等担当課は、主催者が次条に規定する承認通知書を受領する前に、後援予定で

ある旨を掲示するなどの行為を厳に慎むよう説明及び確認を行うものとする。

(承認手続)

第8条 承認又は不承認の決裁は行事等担当課において起案し、八尾市事務処理規程に基づき決裁を受けた後、八尾市後援名義使用承認（不承認）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(監督指導)

第9条 市は、前条の承認後においても、次の各号に掲げるところに従い、主催者を監督指導するものとする。

- (1) 行事等について、主催者がこの内規の趣旨に反する行為を行わないよう、常に注意すること。必要に応じて行事等に立入りすること。
- (2) 主催者がこの内規の趣旨に反する疑いがある場合は、現地調査など必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者に対し、その是正を口頭で警告又は文書により勧告すること。

(承認の取消)

第10条 市は、後援名義の使用承認をした行事等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該後援名義の使用の承認を取り消し、八尾市後援名義承認取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請書の内容又は添付書類等に虚偽の事項があったとき。
- (2) 行事等の内容が第4条各号のいずれかに適合しないこと及び第5条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (3) 公序良俗等に反する行為等があったとき。
- (4) その他承認を取り消すことについて市長が必要と認めるとき。

(結果の報告)

第11条 市は、行事等の終了後、速やかに申請者に対し、八尾市後援名義使用結果報告書（様式第5号）及び行事等の実施内容その他必要な事項を記載した事業報告書（決算報告書を含む。）等の提出を求めるものとする。

附則 この内規は、平成19年8月21日から施行する。

附則 この内規は、平成26年6月23日から施行する。

附則 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この内規は、令和5年4月1日から施行する。